

平成32年度国保事業費納付金及び標準保険料 (税) 率の算定に向けた検討項目について

平成31年2月14日

和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課

H32年度算定に向けた検討項目

H32年度算定に向けて、以下の方針についてH31年度に市町村と協議を実施
(連携会議にて説明済み)

○激変緩和措置について (運営方針P27)

- ・一定割合の考え方 (自然増 + α の設定)
- ・財源の考え方 (県繰入金・特例基金の投入規模)

○医療費指数反映係数 α ・所得係数 β について (運営方針P25～P26)

- ・今後の α ・ β の設定について

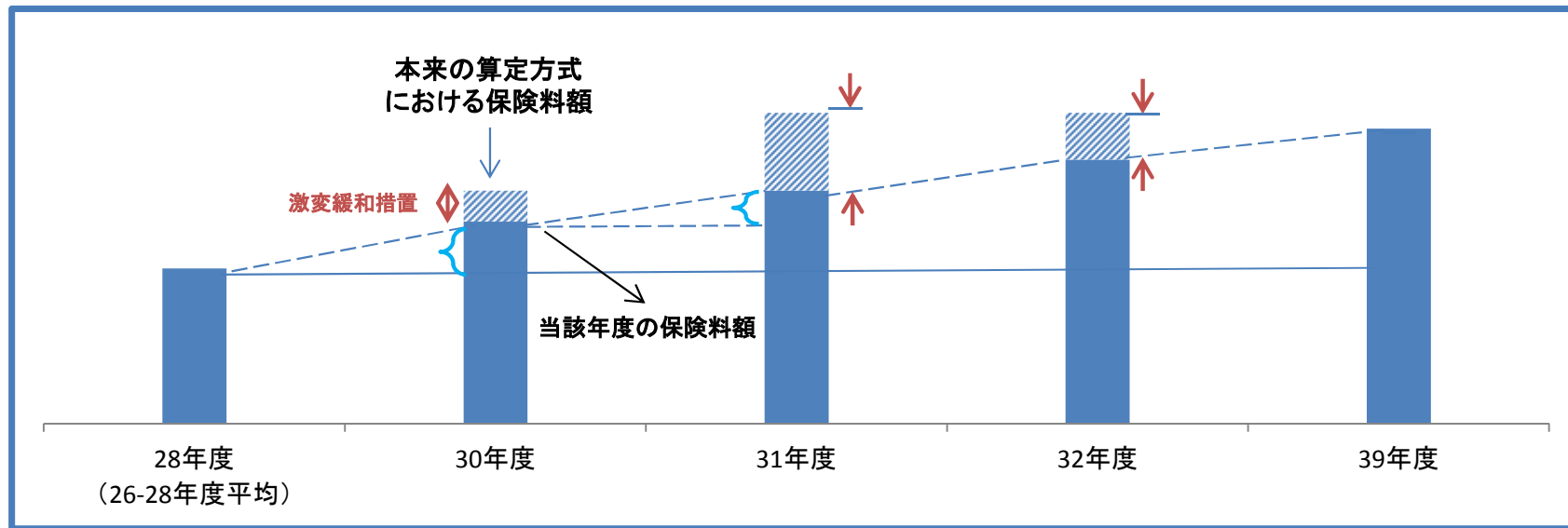
○財政安定化基金の取扱いについて (運営方針P23～P24)

- ・交付・貸付要件について

激変緩和措置について

○一定割合の考え方(自然増+ α の設定)

- ・直近5年間の保険給付費等(納付金算定の(A)に相当する金額)の平均の伸び率を一定割合とし、H26-H28平均を基準とした自然増を超える部分を激変緩和対象額として、激変緩和財源を充当。
- ・H31年度は、H30の考え方を前提に時点修正。



○今後の検討項目

- ・激変緩和解消割合「 $+\alpha$ 」を今後設定するか否か
- ・自然増の算定方法と、激変緩和算定時の考え方

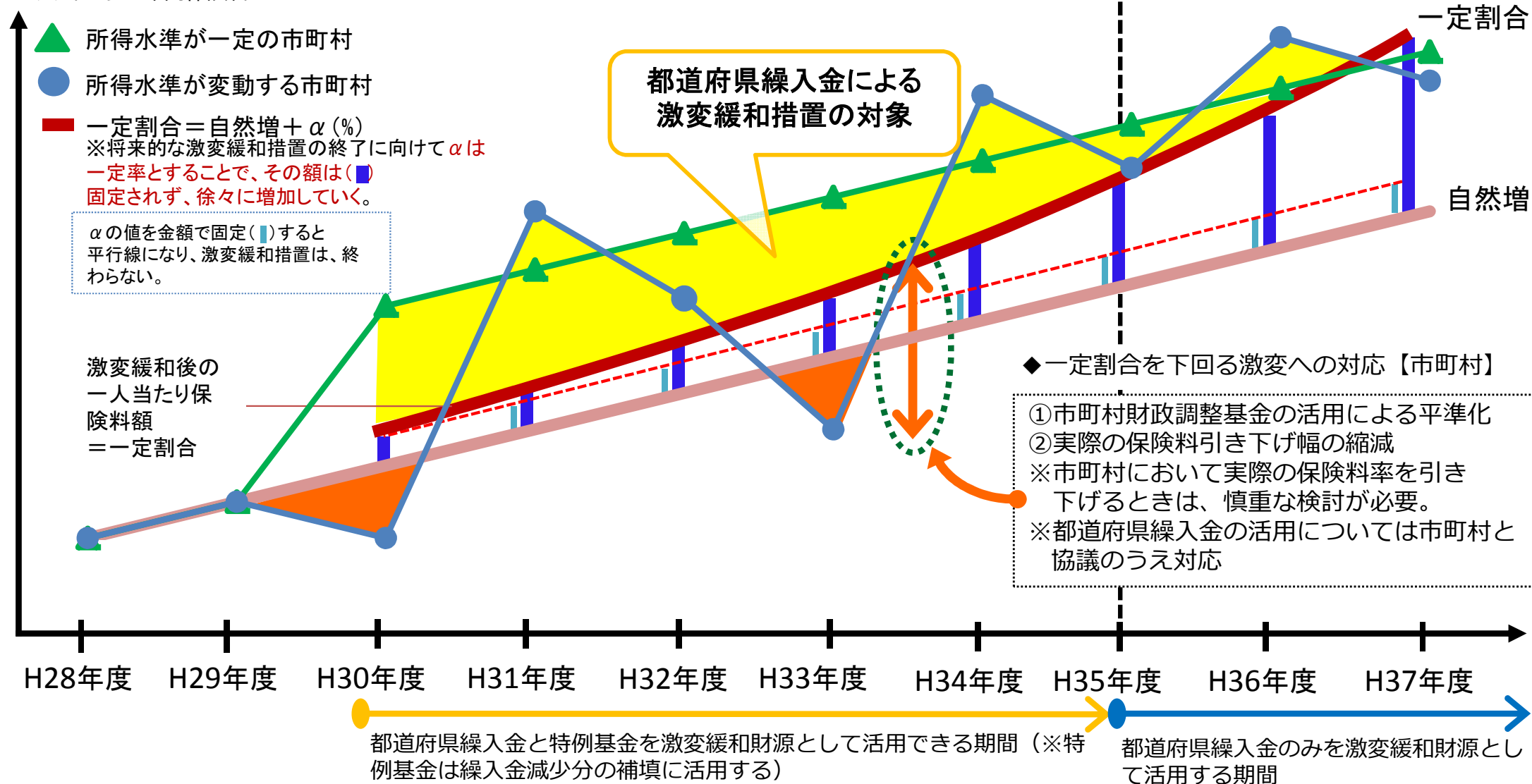
激変緩和措置モデル(イメージ)

(※)厚生労働省資料

○ 新制度の円滑な施行の観点から、納付金の仕組みの導入等による激変緩和措置は、①初めから措置対象期間を限定せず、②給付費の増加や所得の変動による負担増も緩和し、年度間の平準化を図りつつ、③緩やかに上昇するような、**都道府県と市町村の相互協力による複合的・総合的な対策を講じる**必要がある。

※ 納付金算定の仕組みでは、年度間の所得変動による保険料の変動が均されるよう過去3年平均の1人当たり所得を活用。

★1人当たりの年間保険料額



※ $\alpha = 1$ 、 $\beta = \beta$ で固定し、給付費の伸び、医療費指数及び前期高齢者交付金が一定であると仮定。

激変緩和措置について

○財源の考え方(県繰入金・特例基金の投入規模)

・激変緩和措置必要総額

	医療分	後期分	介護分	合計
H30算定	4.4億円	0.4億円	—	4.8億円
H31算定	15.4億円	1.1億円	0.4億円	16.8億円

・激変緩和措置の財源内訳

財源	H30充当額	H31充当額	備考
国・暫定措置	2.7億円	2.3億円	平成35年度まで
国・追加激変緩和	0.9億円	0.9億円	平成35年度まで
県繰入金	0.02億円(※1)	11.4億円+ 1.7億円(※3)	
下限割合	1.2億円(※2)	0.1億円	下限超過状況により変動
特例基金	—	0.5億円	平成35年度まで

(※1) 県繰入金の激変緩和財源総額は11.3億円。残額(11.2億円)は納付金シェアに応じて分配

(※2) 下限割合総額は3.0億円。残額(1.8億円)は納付金シェアに応じて分配

(※3) 1.7億円については、保険者努力支援金(都道府県分)相当額として充当

激変緩和措置について

○今後の検討項目

・今後の激変緩和に要する額

H30⇒公費拡充等により抑制

H31⇒前期高齢者交付金精算額の増・普通調整交付金の減により増

⇒上下に振れる変動要因が多かった中で、H32以降の所要額をどのように見積もるか？

(例)前期高齢者交付金、普通調整交付金を直近数年間の平均から算出する

(参考)国の資料による中長期的な納付金の変動要因

・前年所得の著しい増加、被保険者数の著しい減少、単身世帯数の著しい増加(世帯平均被保険者数の減少)、保険者努力支援制度の評価結果、財政安定化支援事業の算定割合の見直し

・32年度:前期高齢者交付金等が都道府県単位で精算されること

・33年度:基礎控除等の見直しにより保険料に影響が生じる可能性があること

・34年度:団塊の世代が75歳に到達し後期高齢者に移行し始めること

・35年度:年度末をもって特例基金が廃止となること

※時期は未定であるが、骨太方針2018に調整交付金の見直しに係る記載があること。

激変緩和措置について

・県繰入金の充当範囲

国の激変緩和措置(暫定措置・追加激変緩和)が縮小していく中で、どのように配分していくか。

(参考)県繰入金充当内訳

項目	内訳	H30内訳 (億円)	H31内訳 (億円)	備考
1号	医療分	19.3	19.7	H31は、うち1.7億円(保険者努力支援(都道府県分)相当分)を激変緩和分として充当
	後期分	13.1	13.1	
	介護分	5.0	5.1	
2号	算定可能	2.7	2.8	
	算定不能	4.7	4.7	
激変緩和		11.3	11.4	
合計		56.1	56.8	

医療費指数反映係数 α ・所得係数 β について

○今後の α ・ β の設定について

- ・ α を1→0へ変化させることにより、激変緩和対象保険者が変化し得る。
また、激変緩和充当額が増減し得る。
- ・それを踏まえて、H39に向けて、段階的に $\alpha=0$ へ移行する際の変更ペースをどうするか。

(参考)統一保険料に向けた α の段階的な調整の例

年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
例1		1			0.6			0.3		0
例2		1			0.75			0.5		0
例3		1			0.5			0		0

(※)国保運営方針の改定時期に合わせて α を変更することを前提とした例

(課題・問題)

- ・ $\alpha=0$ にすることにより、医療費適正化に係るインセンティブが阻害される。
- ・所得が高く医療費の低い市町村に過度の負担がかかる可能性がある。

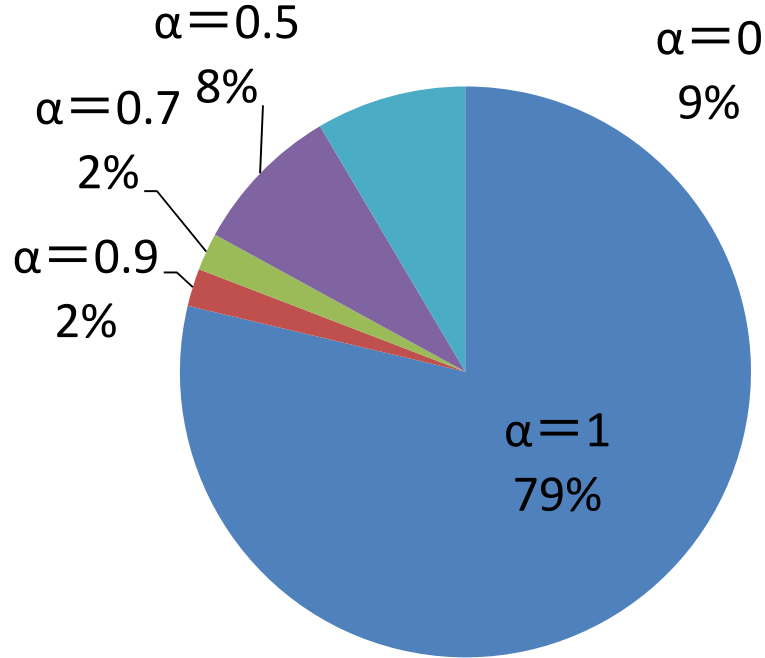
α（医療費指数反映係数）・β（所得係数）の設定状況（平成31年度秋の試算）

修正

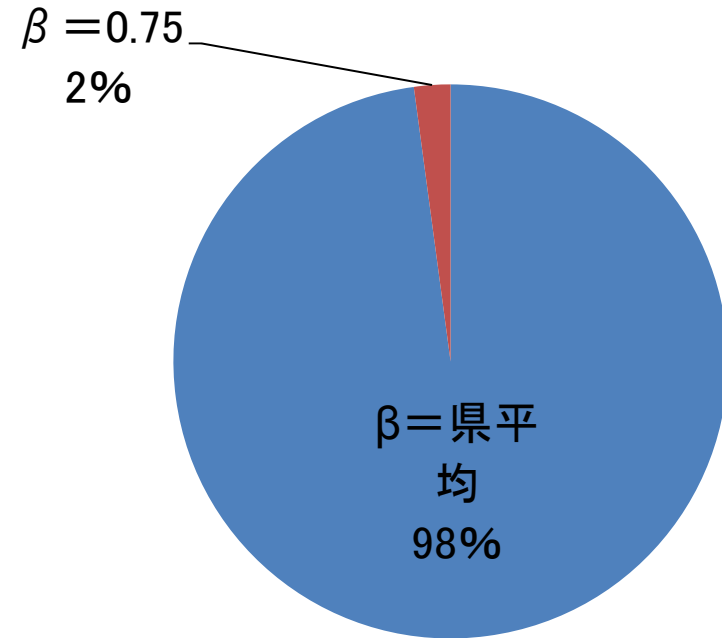
納付金の算定に当たって、年齢調整後の医療費水準をどの程度反映するかを調整する係数(α)

納付金の算定に当たって、各市町村の所得シェアをどの程度反映するかを調整する係数(β)

【αの設定状況】



【βの設定状況】



α	1	0.9	0.7	0.5	0
H30都道府県数	40	-	1	2	4
H31都道府県数	37	1	1	4	4

β	県平均	0.75	1
H30都道府県数	45	1	1
H31都道府県数	46	1	-

α=1
市町村の年齢調整後医療費水準を納付金の配分に反映

α=0
市町村の年齢調整後医療費水準を納付金の配分に反映しない

β =
(県内の所得総額/県内の被保険者数)
/全国平均の一人当たり所得

応能: 応益 = 50:50

激変緩和措置の対象要因

(※)厚生労働省資料

※ β = 都道府県の係数

	市町村毎の医療費水準 を反映した保険料率 ($\alpha=1$)	都道府県内統一の保険料率 ($\alpha=0$)
医療費水準	高い市町村	低い市町村
所得水準	高い市町村	高い市町村
被保険者数 (世帯数)	減少市町村	減少市町村
前期高齢者 交付金の精算	返還(納付)市町村	返還(納付)市町村
普通調整交付金の 県単位化	所得の低い市町村	所得の低い市町村
標準的な 保険料収納率	下回る市町村	上回る市町村

1. 趣旨

- 財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、**都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付等を行うことができる体制を確保する。**

2. 事業

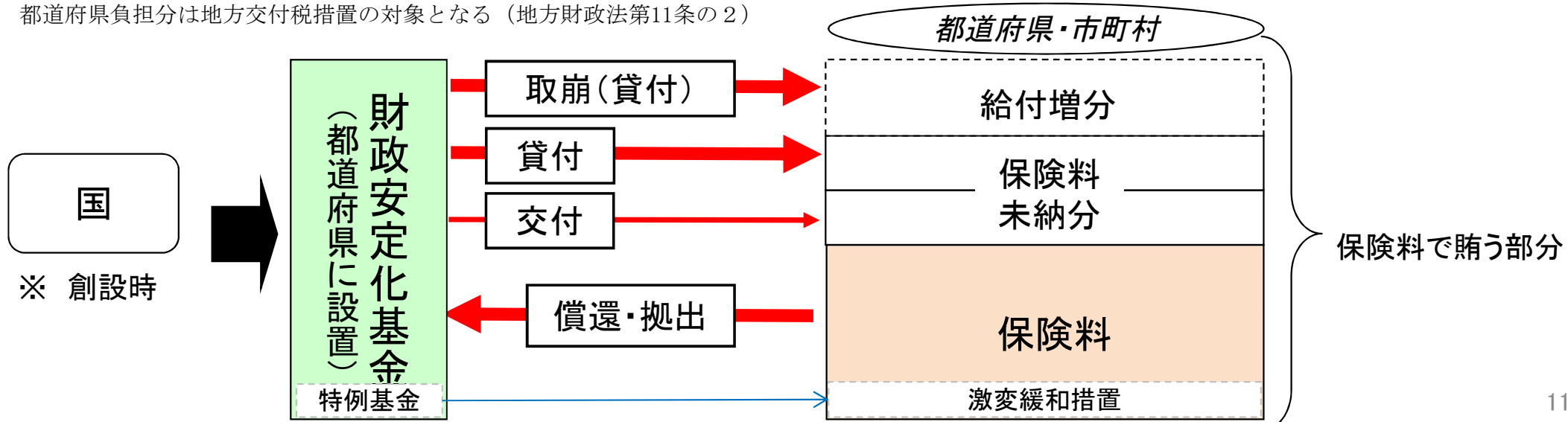
- **貸付**・・・各年度、市町村の保険料収納不足額に対する貸付。原則3年間で償還(無利子)
- **交付**・・・特別な事情が生じた場合、モラルハザードが生じないよう留意しつつ、財源不足額のうち保険料収納不足額×1/2以内を交付

特別な事情に該当する場合 ……災害、景気変動等

3. 基金規模等

- **国費で創設・順次積増し**することとし、平成27年度は200億円、平成28年度は400億円、平成29年度は1,100億円、平成30年度は300億円を措置。**2,000億円**を造成。
- 交付分に対する補填は各都道府県が決定。
※ 国・都道府県※※・市町村（保険料、交付を受けた当該市町村が負担することを基本）で1/3ずつ補填
- 併せて、平成35年度末までの激変緩和措置を可能とするため、特例基金として300億円を積立。

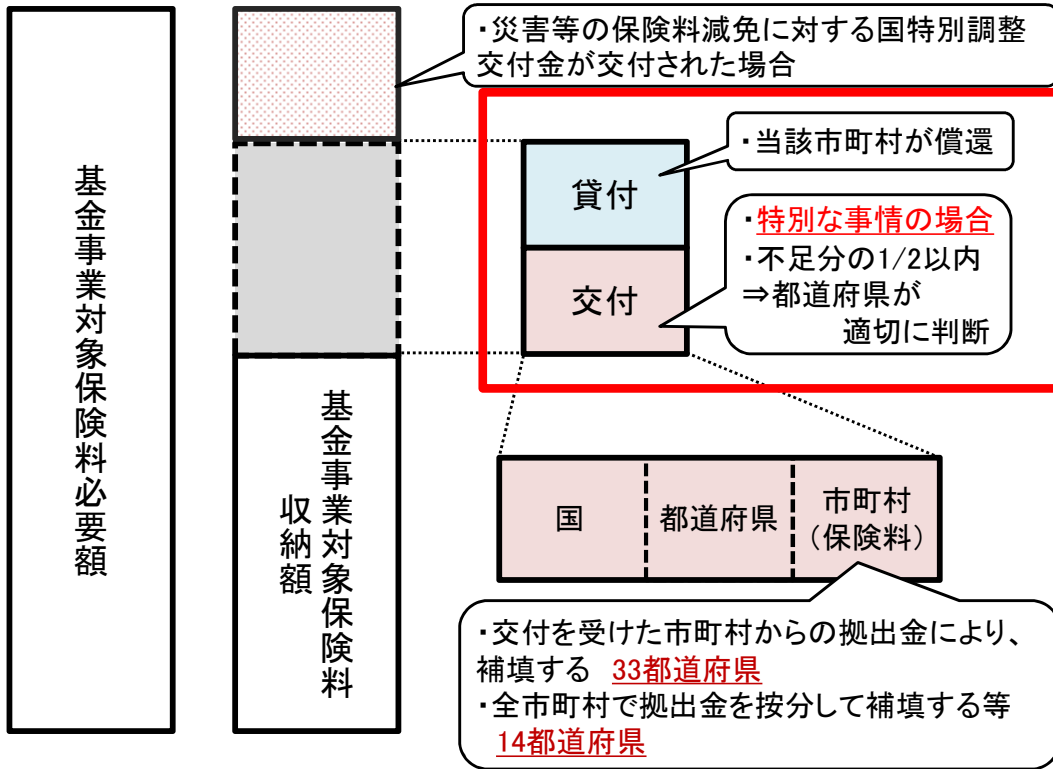
※※ 都道府県負担分は地方交付税措置の対象となる（地方財政法第11条の2）



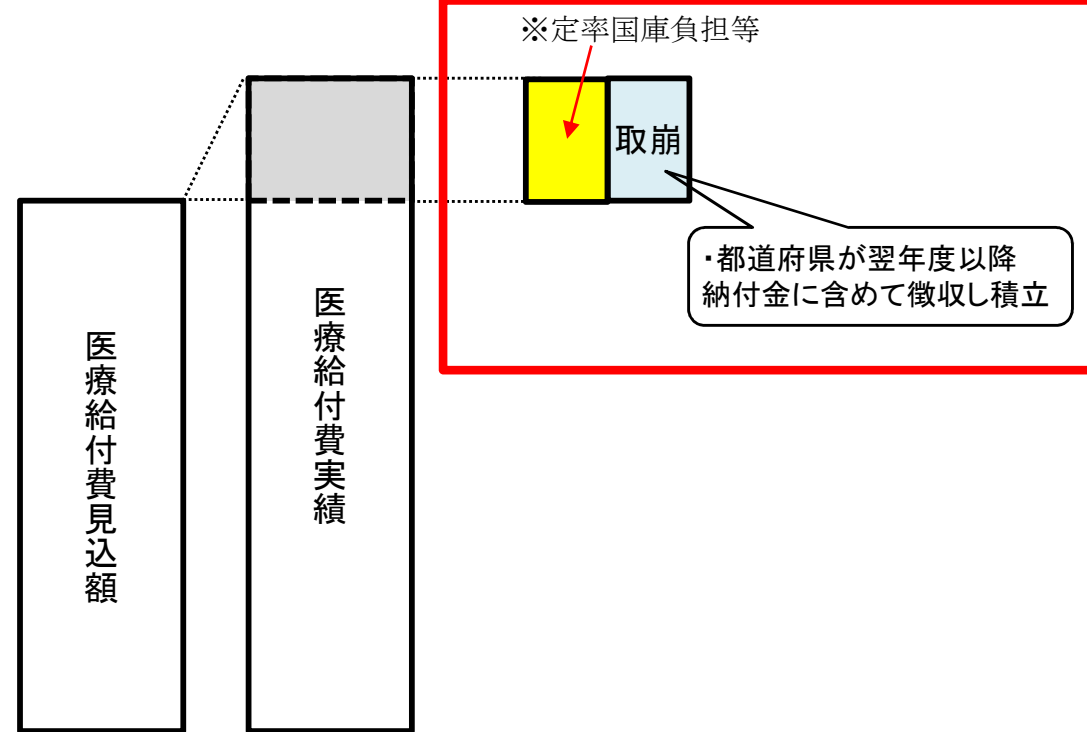
趣旨

- 財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保する。
⇒キャッシュフロー不足への対応が基本

市町村において収納不足が生じた場合(貸付・交付事業)



都道府県全体で給付増が生じた場合(基金の取崩)



特別調整交付金から交付する場合

- ・非自発的失業者に対する保険料軽減
- ・災害(東日本大震災など)

財政安定化基金から交付する場合

- ・多数の被保険者の生活に影響を与える災害(台風、洪水、噴火など)の場合
- ・地域企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落するなど地域の産業に特別な事情が生じた場合
- ・その他、上記に類するような大きな影響が多数の被保険者に生じた場合

特別調整交付金から交付する場合

- ・災害(東日本大震災など)
- ・流行病(インフルエンザなど)
- ・特殊疾病

財政安定化基金から取り崩す場合

- ・給付費見込みの誤り(上振れ)
- ・一人当たり医療費の伸び等
- ※実績が下振れした場合には、国保特会の積立金として繰り越されることとなる